

新型コロナウイルス感染症
感染拡大防止ガイドライン

名張市社会福祉協議会
2020.8

1. 講ずべき具体的な対策

感染防止対策の体制	感染症対策本部	<p>新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染防止のための以下の対策の検討協議する</p> <p>(1) 本会における新型コロナウイルス感染症の予防及び感染拡大を防止するための対策に関すること。</p> <p>(2) 本会の職員及び利用者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の他の職員及び利用者の健康危機対応に関すること。</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症に関する本会の事業継続対策に関すること。</p> <p>(4) 新型コロナウイルス感染症に関する情報収集及び関係部署・関係機関との連絡調整に関すること。</p>
	感染症対策委員会	<p>新型コロナウイルス感染症対策本部の下部組織である新型コロナウイルス感染症対策委員会において以下の事務を行う</p> <p>(1) 緊急時における法人の事業運営、職員及び利用者への対応に係る実施決定、情報共有、各所属への周知徹底に関すること</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症対策に係る法人の各種取組事項の周知・確認に関すること</p> <p>(3) 感染時のリスクの高い職員の相談・支援・配慮事項等の報告・情報共有に関すること</p>
	その他	<p>感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、国・地方自治体などから発出される新型コロナウイルス感染症に関する情報を常時収集する</p>
健康管理における留意点	自宅での健康管理	<p>職員に対し、出勤前に、検温や新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状の有無を確認させる。自身の平熱以上（37℃以上を指標）の熱っぽさ及びかぜ症状等があった場合は、自宅を出る前に管理者・係長（上席）に状況の報告を義務付け、出勤させず自宅待機（休業手当扱い）とする。また、勤務中に不調を感じる場合は直ちに管理者・係長（上席）に状況を報告し、必要に応じ、直ちに帰宅させ、自宅待機とする。</p>
		<p>職員の同居家族で体調不良が認められた場合、同居家族等が感染した場合、職員自身が濃厚接触者となった場合も、管理者・係長（上席）に状況を報告する。</p>
		<p>発熱などの症状により自宅で療養することとなった職員は、毎日健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出勤判断を行う際には、「本会新型コロナウイルス感染症予防・感染拡大防止に関する就業制限に係る内規」を参考にする。症状が改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。</p>
	出勤時の感染防止対策	<p>職員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。このために必要となる水道設備や石けんなどを配置する。また、水道が使用できない環境下では、手指消毒液を配置する。</p>
		<p>職員に対し、勤務中のマスクなどの着用を促す。</p>
		<p>首都圏や関西圏等の感染拡大地域への出張については、真にやむを得ない緊急の用務を除き、当面見合わせる。</p>
		<p>外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所などを記録に残す。（私生活を含めて14日程度の記録を残すこと）</p>
		<p>業務上必要な会議については、マスクを着用し、会場の換気の徹底と椅子を減らすなど、職員（参加者）同士が近距離や対面に座らないよう配慮、またできるだけ短時間で効率的に終了するように心がける。</p>
		<p>外部の会議等も含め、「三つの密」が重なる恐れのある場所へは行かないように徹底する。</p>
		<p>外部から案内等のある会議には、マスクの着用等感染防止を徹底する。</p>
職員の感染が確認された場合	<p>保健所、医療機関の指示に従う。</p>	
	<p>感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所を消毒し、同勤務場所の職員に自宅待機させることを検討する。</p>	
	<p>感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。※1 ※1 「本会職員健康情報等の取扱規程」などを参照。</p>	
	<p>事務室内で感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた検討を行うものとする。</p>	
職場環境における留意点	事務室内での留意点	<p>窓が開く場合1時間に2回以上、窓を開け換気する。建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。なお、機械換気の場合は窓開放との併用は不要である。</p>
		<p>他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。</p>
		<p>人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。</p>

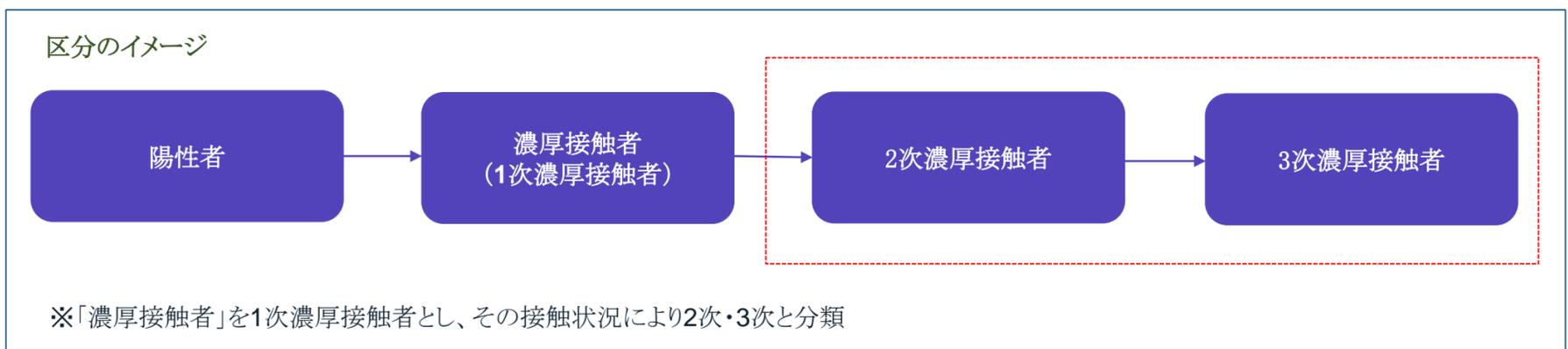
職場環境における留意点	事務室への立ち入り	入口等に消毒液を常設し、来所者等に消毒を促し、検温を行う。
		来所者は、カウンター前で対応し、職員が執務する場所へは、原則、来所者を案内しない。 (チェーン等で空間を区分けする)
		取引先等を含む外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合には、当該者に対して、職員に準じた感染防止対策を求める。
		利用者の居場所、相談場所、来談者(業者含む)の対応場所における、こまめな換気・湿度調整・消毒強化など施設内環境衛生管理を徹底する。
	予め、外部関係者が所属する企業等に、事務室内での感染防止対策の内容を説明するなどにより、理解を促す。	
その他	サージカルマスク、消毒用アルコール、デスポグロブ等の衛生管理物品の在庫を注視し、不足を起すことのないようその使用状況と使用方法を工夫する。併せて在庫管理の徹底も行う。	
職員に対する留意事項	感染防止策の啓発等	職員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、国及び関係機関・団体等が発表する情報等の周知をするなどの取り組みを行う。
		公共交通機関や公共施設を利用する職員には、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内など密閉空間での会話をしないことなどを徹底する。
		日常生活においても「名張市社会福祉協議会職員行動指針」に基づき、新型コロナウイルス感染症の予防、感染拡大防止を徹底する。
		過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を指示する。
	感染拡大地域への旅行等は、当面の間、厳に慎むとともに、緊急かつやむを得ない事情により、これらの地域に移動する場合には、必ず事前に上司へ報告すること。	
	部屋等の使用	休憩・休息に会議室等を利用する際には、入退室の前後の手洗いを徹底するとともに、共有する物品(テーブル、椅子など)を使用後に消毒する。
		喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、できる限り2メートルを目安に距離を確保するよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースに入らないようにする。 特に屋内休憩スペースについては、スペース確保や、常時換気を行うなど、3つの密を防ぐことを徹底する。
更衣室、印刷室、湯沸かし室等のように換気が容易にできない場所では、特に3つの密を防ぐことを徹底する。		
個人情報の保護	業務上知り得た情報は、当会個人情報保護規程に基づき、適正に管理・保護する。	
人権の配慮	業務上知り得た情報であっても、他者に伝達・共有できる情報は、一般に公開されている情報の範囲内(新聞掲載等の範囲)であり、プライバシーの保護に配慮すること。	
	新型コロナウイルス感染症から回復した職員やその関係者が、事業場内で差別されることなどがないう、職員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。	
施設管理等に対する留意点	トイレにおける留意点	便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒を行う
		トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
	清掃・消毒における留意点	不特定多数が触れる共有箇所(ドアノブ、電気スイッチ、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど)は、清掃委託業者に依頼して頻繁に洗浄・消毒を行う。
		印刷室に消毒液、ペーパータオルを備え付け、コピー機、輪転機等の操作ボタン等を使用者自らが清拭消毒してもらえよう周知徹底する
		室内の掃除及び使用後の備品清掃等において、感染防止に配慮した消毒等を行う。
ごみの廃棄における留意点	テーブル、いすの背もたれ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル等についても頻繁に洗浄・消毒を行う。 ※ 設備・器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。	
	ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。 ゴミの回収など清掃作業を行う職員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。	
ふれあい内の他事業所の従業員で感染が確認された場合	保健所、医療機関の指示に従う。	

2. 感染状況と就業制限の目安

感染状況	症状	接触状況	対応の目安		就業制限の目安			
			主治医	保健所	a.職員自身	b.職員同居家族		
感染恐れ	A①	・(軽い)かぜ症状あり ・発熱なし ・症状の継続:3日以内	○	△	・主治医等に相談・受診 (主治医等の指示に従い保健所へ相談)	・症状消滅後48時間経過時点で状況報告 ・症状出現2日前からの履歴と現在の状況等を精査し、出勤日を調整 ※最短で症状消滅後3日目で出勤可能		
	A②	・(軽い)かぜ症状あり ・発熱あり ・症状の継続:3日以内	○	△		・解熱後72時間経過時点で状況報告 ・症状出現2日前からの履歴と現在の状況を精査し、出勤日を調整 ※最短で解熱後4日目で出勤可能		
	B①	・A①A②の症状が4日以上	(3次)濃厚接触者	○	○	・主治医等に相談・受診 ・主治医等の指示に従い、保健所へ相談 ・保健所の指示に従いPCR検査	・主治医又は保健所との相談により対応方針を精査 ・PCR検査を受けた場合は保健所の指示に基づく自宅待機期間に準ずる ・(3次濃厚接触者)は、最終接触日等の3日前からの履歴と現在の状況などを精査し、出勤日を調整	
感染疑い	B②	・息苦しさ(呼吸困難) ・強いだるさ(倦怠感) ・高熱 ※どれか一つでもある	(2次)濃厚接触者	○	○	・主治医又は保健所との相談により対応方針を精査 ・PCR検査を受けた場合は保健所の指示に基づく自宅待機期間に準ずる ・(2次濃厚接触者)は最終接触日等の3日前からの履歴と現在の状況などを精査し、出勤日を調整を行うが、1次濃厚接触者の状況により、1次に準じた対応を検討		
	C	(1次)濃厚接触者と判断された者 【保健所が特定】		—	・保健所の指示に従い、自宅待機・外出自粛	原則 最終接触から14日間	(2次)濃厚接触者に準ずる	
感染	D	無症状者 (宿泊施設又は自宅療養) 【医療機関が特定】		—	・宿泊施設又は自宅療養	退院基準 ・検体採取日から10日間経過 ・検体採取日から6日間経過後2回PCR陰転化	(1次)濃厚接触者に準ずる	
	E	軽症者 (宿泊施設又は自宅療養) 【医療機関が特定】		—	・入院	退院基準 ・発症日から10日間経過し、症状軽快後72時間経過 ・症状軽快後24時間経過後、2回のPCR陰転化		
	F	重症者 (入院を要した者) 【医療機関が特定】		—	・入院			

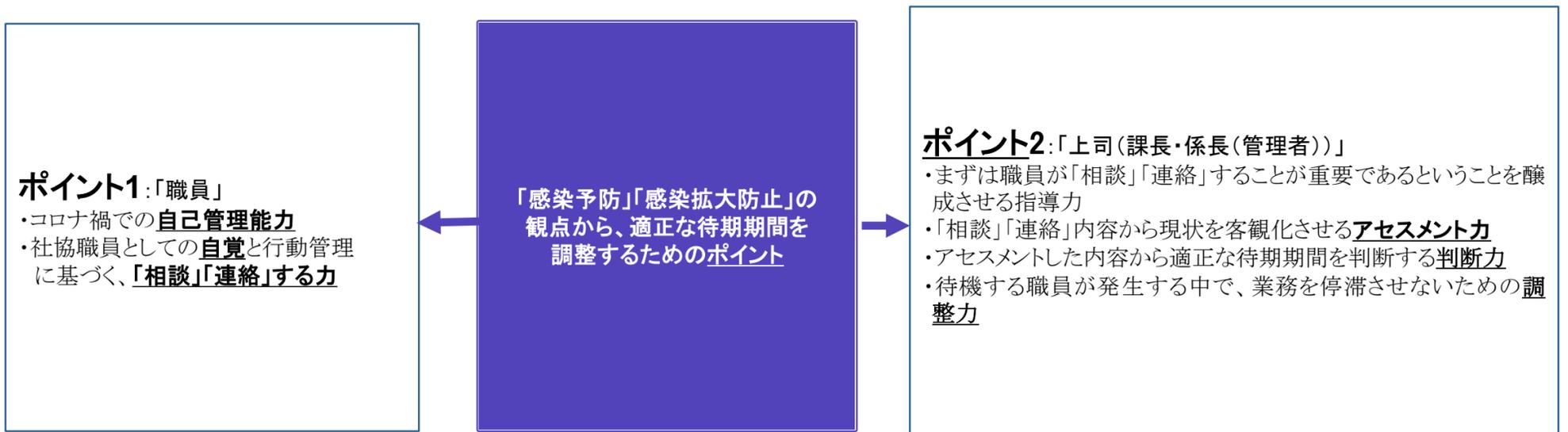
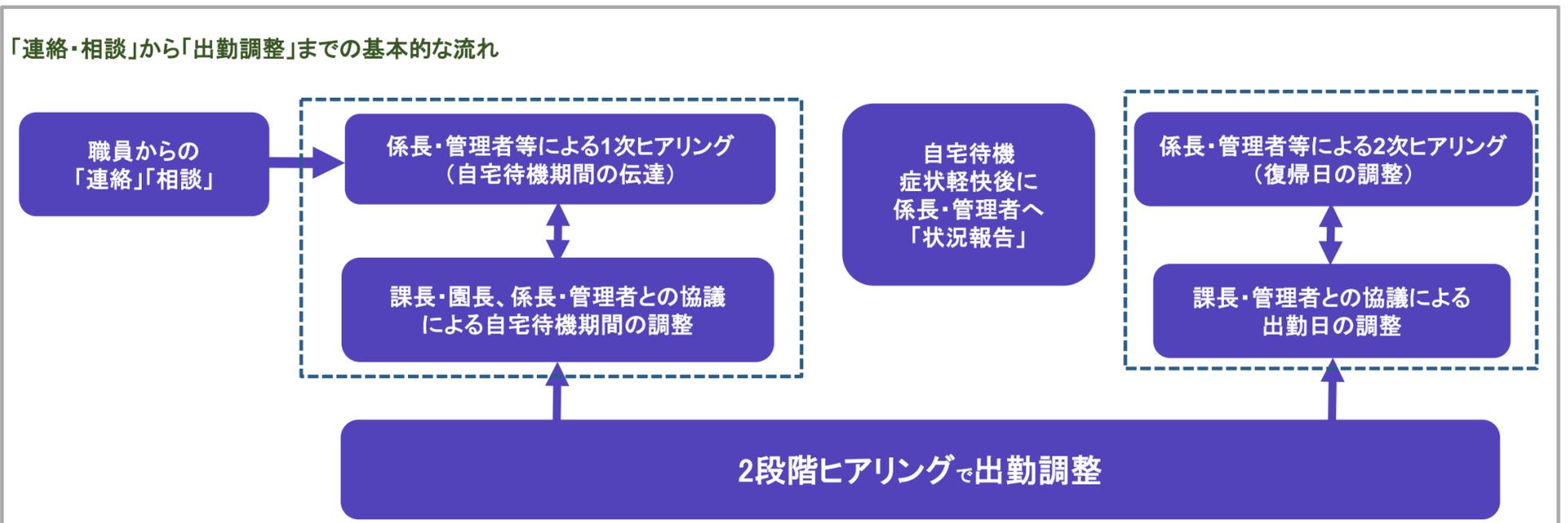
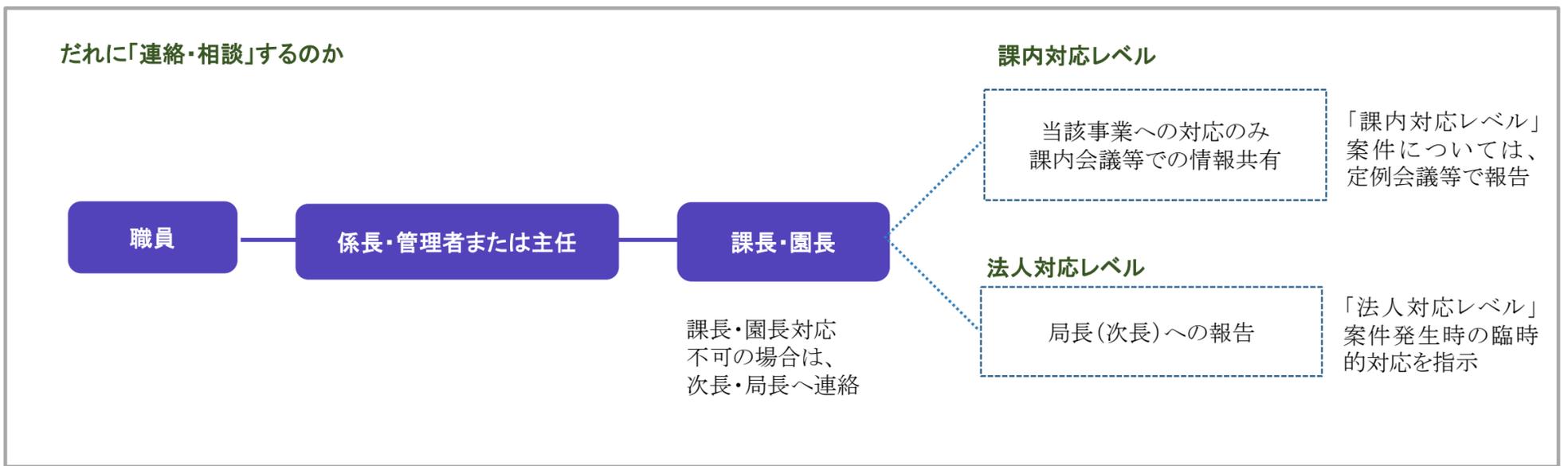
【「接触度」による区分の整理】

「濃厚接触者」ではなく、症状もないが、陽性者又は濃厚接触者と何らかの形で接触した可能性がある場合の区分整理



2次濃厚接触	1次濃厚接触者に接した者	(例) ・家族内に濃厚接触者がいる職員、もしくは利用者 ・家族内に陽性者が発生し、濃厚接触者として指定された職員に関わった職員、もしくは利用者 ・事業所職員で1次濃厚接触者が発生したが、1次濃厚に該当しなかった当該事業所勤務職員
3次濃厚接触者	2次濃厚接触者に接した者	(例) ・陽性者が発生した病院に通院していた利用者 ・陽性者が発生した病院に通院していた職員 ・陽性者が発生していたデイサービスなどの介護サービス利用者にかかわった職員 ・陽性者の発生した公共機関(スポーツジムやスーパー等)に通っていた職員 ・家庭内に濃厚接触者がいる職員に関わった職員、もしくは関わった利用者

3. 「就業制限」（自宅待機）の考え方



【宿泊・自宅及び入院療養した場合の復帰の目安】

軽症	宿泊療養又は自宅療養	宿泊・自宅療養開始日から10日 ※1 ※1 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取り扱いについて(一部改正) R2.6.12」厚生労働省健康局結核感染症課長通知
重症	入院	退院後7日間 ※2 ※2 「職域のための新型コロナウイルス感染症対応ガイド[第2版] (R2.6.3)」(一社)日本渡航医学会・(公社)日本産業衛生学会

4. 課別講ずるべき具体的な対策

(1) 地域福祉課

会議・イベント（社協主催）等	感染拡大を防ぐ観点から、不特定の方が集まるイベント・会合等は、感染リスクが高いことから、中止・延期する。原則、催物等の開催にかかる参加人数は、収容率の要件については、市の基準に則り、決定する。			
	期間	人数等	屋内	屋外
	7月10日から 8月31日まで	参加人数	5,000人以下	
		収容率等	50%以内	十分な間隔
	<ul style="list-style-type: none"> * 「収容率」とは、「参加人数÷収容定員」を指す。 * 「十分な間隔」とは、人と人との距離を十分確保できる間隔(できれば2m)を指す。 * 参加人数と収容率等の両方の要件を満たす必要がある。 * 9月1日以降の取扱いについては、国、県、市の方針に基づき検討する。 			
貸館業務 (福祉団体支援含む)	職員と貸館利用者との接触機会を減らし、飛沫感染を防止するため、透明間仕切り、アクリル板等の設置を行う。			
	受付カウンターで手続きをされる利用者には、検温、体調についての申告、手指消毒、マスク着用をお願いする。有症状者等は利用を控えてもらう。			
	貸館利用料、寄付金等の取扱いにおいてはコイントレーでの現金受渡を徹底する。			
	各貸室の扉には新型コロナウイルスの感染拡大防止チラシ等を貼り啓発を行う。			
	高齢の方や基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方の利用は控えてもらう。			
	貸館の利用定員については、市の基準に則り、下記を目安とする。 【定員の1/2以下】			
	各部屋の目安人数 (101会議室：15人、102会議室：15人、202会議室：12人、203会議室：7人、展示ホール：15人)			
	貸館の利用者には、会合等に参加する前に検温及び風邪症状の有無を自己確認していただくよう貸館利用チェック表の記入を徹底するとともに名簿の作成を依頼し、緊急連絡先の把握をする。			
	利用者等への手洗いや咳エチケットを徹底するとともに、アルコール消毒液を設置し感染防止を図る。			
	貸館利用後は、利用者等が手を触れる箇所を、消毒液を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つよう指導する。 貸室は、1時間程度に1回以上の換気を徹底する。 その他必要な事項は名張市における「市民活動等における新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのガイドライン」に基づき対応する。			
貸出備品	備品に関しては洗浄、消毒方法を説明して貸出を行う。			
	利用された備品は利用者が洗浄・消毒を行ったことを確認し、返却してもらうようにする。			
	車いすは、貸出と返却時に消毒を行う。			
おもちゃ図書館	ソーシャルディスタンス確保のため、定員を6名以内とする。			
	ボランティア、利用者ともに「体温・体調確認表」に必要事項を記入し、有症状者等は利用を控えてもらう。			
	おもちゃについては、利用前後に石鹸による手洗いや、アルコール消毒を行う。			
	マスクは原則着用する。(ただし、乳幼児については自ら息苦しさや体調不良を訴えることが難しいため除く)			
	1時間を目途に窓を開け、換気を行う。			
	消毒のしにくい形状のおもちゃは使用しない。			
	鼻水やよだれ等を拭いたティッシュ等のゴミは袋に入れて持ち帰ってもらうようにする。 おもちゃ図書館内の消毒は、時間・消毒箇所・実施者(ボランティア)を「おもちゃ図書館点検表」に記載し、担当が確認する。			
個別訪問・来所等	訪問件数はできるだけ減らし、来所調整を行う。			
	訪問時間を可能な限り短くできるよう工夫を行う。ただし、やむを得ず長時間の面談等を行う場合は、可能な範囲で当該訪問者との距離を保つように工夫する。			
	訪問前後の手洗い、手指消毒を徹底する。			
	訪問時には、換気を徹底する。			
	来所いただく場合は、予約面談を基本とし、面談時間を可能な限り短くできるように工夫する。 来所者に検温および健康状態の確認を行い、平熱以上(37℃以上を指標)の熱っぽさ又はかぜ症状等があった場合は、最低必要となる情報提供を行い、お引き取りいただくよう促し、電話、メール等を活用し支援をすすめる。			
共同募金運動	街頭募金	実施する前には、「体温・体調確認表」に必要事項を記入し、有症状者等は利用を控えてもらう。		
		消毒用アルコール・ペーパータオルなどの衛生資材を準備し、使用する。		
		貨幣を媒介にした感染の可能性も指摘されていることから、募金の集計にあたっては、前後の手洗い、手指消毒を徹底する。		
		募金箱等をはじめとする募金資材は、使用の都度消毒を行う。		
		ボランティア、寄附者が一か所に密集しないように常に気を配り、ソーシャルディスタンスを保つことのできる場所を選定し募金活動を行う。		
		募金に対する声掛けは対面状態で発することが無いようにし、啓発パネル等を用いた呼びかけを行う。		
		机の上に募金箱を設置するなど直接的な対面を生じないように行う。		
	感染状況を踏まえ、活動場所の個所数、規模を縮小することも検討する。			
	戸別募金	感染防止対策を周知し、例年通り実施する。		
	イベント募金	募金活動を実施するイベントが中止しているため募金活動は行わないが、実施できる範囲でパネルやポスター等の掲示を検討する。		
法人募金	企業・事業所等の訪問時は感染対策を実施し、例年どおり実施する。			
学校募金	感染対策を講じたうえでの実施を学校に依頼する。			
職域募金	感染対策を講じたうえでの実施を職場に依頼する。			
地域福祉推進活動	地域での会議 (参加)	訪問活動の前後、手洗い、手指消毒を徹底する。		
		会議に参加し発言する場合は、正面にたつことをできる限り避けたり、十分な身体的距離を保つこと、マスクを着用することを徹底する。 定例的な会議への参加予定者には、発熱、風邪症状がある場合には参加を見合わせることをルール化する。 備品等を使用する場合は消毒を徹底し、会場の清掃やゴミの廃棄はマスクや手袋を着用する。		
	見守り活動	見守り活動においても手洗い・手指消毒、咳エチケットの徹底を行う。 外出自粛が長期化し高齢者や障がい者の中には人に会うことに恐怖を感じる人もいることから、ドアやインターン越しに声を掛けたり、手紙等を置いて様子を見るなど無理に扉を開けないようにする。		

地域福祉推進活動	見守り活動	見守り支援については、支援の重要性や緊急性をもとに訪問ケースを精査する。
		短時間に効率的に安否確認、見守り確認ができるよう、手順等を事前に確認する。
ボランティアセンター（福祉まちづくりセンター含む）	センター利用	ボランティア相談や依頼等来場にあたり、発熱や咳など体調不良や新型コロナウイルス感染が疑われる場合には、来場を控えてもらう。
		センター内ではマスクを着用と手指消毒を徹底する。 対面での対応の際には、マスク着用及びアクリル板を使用する。直接的な対話をできるだけ控え、電話やメール等で対応することを原則とする。
	フリースペースや貸室	ミーティング等でフリースペース、貸室の使用する場合は、目的、人数、時間を事前に聞き取り、当面の間定員の半数を上限目安とする。また、食事等の利用は認めない。
	ボランティア向けの研修	対面での研修が必須でない限り、オンラインでの研修を検討していく。
		適切な感染防止策を整えた上で実施する。ただし、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期する。
		研修実施前には参加者の健康状態の確認、検温を行い、発熱、体調不良、咳など有症状者等は参加させず、必要に応じて医療機関等の受診を促す。
		マスクの着用、手洗い・手指消毒を徹底する。
		研修等で使用する機材や設備、備品等については実施前、実施後にアルコール等で消毒を行う。 参加者が密集しないように、受付方法や誘導、会場内の配置等を工夫する。 参加者等の個人情報（氏名・緊急連絡先等）を収集する際は、利用目的を明示し、募集要項や書面、口頭などで同意を得た上で行うなど、入手した個人情報は個人情報保護に関する法律、当会既定に基づき、適切に管理する。
災害ボランティアセンター	災害ボランティアの募集・受け入れに対する考え方	新型コロナウイルスの影響下における災害VCの設置については、被災者のニーズ、状況に基づき、専門家等の意見を踏まえ、名張市と協議し、判断する。
		感染症の拡大懸念がある状況では、災害ボランティアの募集範囲は、顔の見える範囲から名張市内を基本として、広くボランティアの参加をよびかけることはしない。
		ボランティアの募集範囲の拡大は、被災地区の住民ニーズや意見、専門家等の意見をもとに、名張市（災害対策本部）、三重県、中間支援組織などと協議し判断する。
		災害ボランティア活動を実施するに際しては、感染拡大防止策を徹底する。
	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した運営	大規模災害時、限られた数のボランティアによる支援活動に限界があることを踏まえ、「生活空間の確保」「保健衛生上必要な環境整備」「食事の提供」など実施する活動の優先順位と範囲を定めて行う。
		支援当日、不特定多数が災害VCに訪れることのないように、事前登録制とする。
		活動地域において新型コロナウイルスの感染が発生した場合に備え、ボランティアやスタッフの連絡先を確実に把握する。
		受付時、ボランティア活動保険への加入の確認をするなど、感染症発生時の対応等を予め決めておく。 活動を実施するに際し、ボランティアの健康チェックだけでなく、支援先の住民の健康状態についても確認する。 運営においては、災害VCのスタッフのマスク着用、手指の消毒、毎日の検温、体調の報告の徹底を図る。
日常生活自立支援事業・法人後見事業	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した支援	感染者が発生した場合に積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、直近2週間の利用者の支援記録（症状等がわかるもの）を残す。
		職場はもとより、職場外でも感染拡大を防ぐための取組を進めることが重要であり、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底する。
		職員が感染源となることのないよう、症状がない場合であっても利用者や接する際にはマスクを着用する。
		支援を提供する際は、その提供に先立ち、原則、可能な限り事前に検温を依頼する、発熱が認められる場合には「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」（令和2年5月11日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）を踏まえた適切な相談及び受診を行うよう促す。
日常生活自立支援事業	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した支援	専門員や生活支援員が感染者や濃厚接触者となった状況に備え、予め出金事務等を行う者を金融機関に、応援に入る予定の職員も含め、複数名登録し、利用者に不利益が生じないように配慮する。
		契約締結審査会は、県社協から参加要請がある場合に参加する。なお、国による緊急事態宣言が発令された場合は、電話等の対応を原則とする。法人後見受任委員会を開催する場合には、感染リスクの少ない方法をとることとする。なお、緊急事態宣言が発令された場合は、開催を延期し、相談案件は電話等の対応を原則とする。
		自立相談支援機関が相談支援を行うに当たっては、初回の面接などで対応を行う必要がある場合を除き、電話や郵便・メール等を積極的に活用し相談支援員と相談者の接触回避に努める。 対面で相談対応を行う場合には、電話等による予約制とすることや、個別のブース、相談室を利用すること等による相談者同士の接触を回避する。なお、事務所内の小相談室は当面、面接や打合せにも使用しない。 相談者が来所される場合はマスクを着用し、37℃以上の発熱がある場合は面談を中止し、医療機関受診を指導する。体調が回復されるまでは、電話、メール等を活用し対応する。 訪問による支援については、相談者が「なばり暮らしあんしんセンター」への来所が難しい理由があり、訪問の必要性が高いケースに限定する。 就労準備支援事業における送迎中は密接になるので、乗車中はマスクの着用を運転者、利用者双方に徹底し、窓を定期的な開け換気する。 運転者と利用者の座席間隔はできるだけソーシャルディスタンスを確保する。 送迎後は十分に車内の換気を行い、利用者の接触頻度の高い場所（ドア、背もたれ等）を消毒する。
生活福祉資金貸付事業	緊急小口資金等の特例措置に係る相談窓口体制	住民からの相談への対応及び添付が必要な書類や申請書類の記入方法などは電話等により助言することを基本とする。また、申請書類の記載例の提示については、メールや郵便等で対応する方法により、相談者と対応者との接触を極力避ける。
		面接は、完全予約方式による対応を原則とし、生活福祉資金の特例貸付の実施期間は「三密」防止のため、展示ホールを使用し対応する。
		相談対応は「生活困窮者自立支援チーム」職員が対応することを原則とし、必要に応じて、「権利擁護チーム」職員が支援に入ることとする。また、支援方法や対応に漏れ、揺れ、不備が無いようにスタッフミーティングを実施する。

(2) 介護支援課

(1) 感染拡大防止に向けた基本的項目（介護支援課共通事項）

1	感染防止対策の体制	介護支援課感染対策委員会において感染防止・拡大防止・感染時の対応等についての方針・対策の検討協議を行う
		新型コロナウイルス感染症対策本部及び対策委員会へ参画し、介護支援課事業の状況報告と法人全体の対策等の情報共有を行う また、介護事業の事業継続及び職員の安全管理や就業形態の柔軟な対応についての協力要請を行う
		感染症法、新型インフルエンザなど対策特別措置法、介護保険法などの関連法令上の義務を遵守するとともに、関係省庁等から発出される情報の収集及び対応を図る
		新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要
2	関係法・通知通達等の遵守	高齢者介護施設における感染対策マニュアル改定版（厚生労働省2019.3）の遵守
		社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点（その2）（厚生労働省2020.4.7事務連絡）の遵守
		高齢者介護施設における感染対策第1版（日本環境感染学会2020.4.3）
		その他、各種関連通知等への適宜対応 適宜、感染拡大防止のため柔軟対応した場合等はその内容を記録しておくこと
3	職員の健康管理	出勤前の検温及び休日の健康管理（検温と記録）の実施
		出勤時の検温と健康状態のチェック及び状況の記録
		報告・連絡・相談の徹底
		就業制限等の基準の整理
		日常生活を含む行動変容を促し、感染予防の環境づくりを図る
		過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を指示する
4	利用制限	利用者（及び同居家族）の健康状況（発熱やコロナ症状）により利用制限を行う
		その他感染リスクが生じる状況が確認された場合は利用制限を行う
5	入場・入室制限	相談者、来訪者、関係者等についても、事業所内に立ち入る場合は、職員に準じた対応を行う
6	基本的予防策の徹底	入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
		対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
		手指衛生の励行
		正しい検温方法の励行
		マスク着用と咳エチケットの励行
		個人防護具（サージカルマスク、エプロン、グローブ等）の正しい着脱方法の徹底
		定期的な換気の励行（目安：1時間に1回程度・1回10分程度）
		ソーシャルディスタンスの確保（三密の回避）
		ユニホームや衣服はこまめに洗濯
清掃・消毒関連及び個人防護具の在庫を注視し、不足を起こすことの内容その使用状況と使用方法を工夫する。併せて在庫管理の徹底も行う		
7	業務スペース・休憩スペース	感染リスクが比較的高いと考えられるため留意
		業務特性や時間帯により、事業所事務所において職員が集中する場合は、こまめな換気、湿度管理、消毒強化、手指衛生の徹底、近距離での会話の回避等の徹底
		一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする
		休憩スペースは、常時換気することに努める
8	清掃・消毒	通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要。手が触れることのない床や壁は通常の清掃
		高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、キーボード、タブレット、タッチパネル、蛇口、手すりなど）の特定と消毒
		不特定多数が接触する場所は、清拭消毒
		科学的消毒法による「消毒」方法の理解（どこに、何を、どの濃度で、どのように使用するか）と徹底
9	ゴミの廃棄	鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密封して縛る
		ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用
		マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手洗い
		汚物を床に直置きしない
10	情報共有・報告等	利用者等において、感染が発生した場合、速やかに管理者等への報告を行い、法人内で情報共有を行うとともに、指定権者・主治医・居宅介護支援事業所等への報告を行う
11	積極的疫学調査の協力	感染者が発生した場合は、保健所の指示に従い、濃厚接触者となる利用者等の特定に協力すること。その際、可能な限りケア記録の提供等を行う
12	研修・出張・会議	名張市及び三重県・近隣府県の感染状況等により判断するが、不要不急のもの以外は原則控える
13	行動変容	介護事業に従事している自覚を持ち、感染状況を勘案し、特定警戒都道府県や拡大注意都道府県（それらに準じる状況にある地域）への不要不急の外出は控える
		クラスターの発生しやすい場所やイベント）への出入についても収束するまでは自粛する
14	働き方の変容	今までの業務・行動を当たり前とせず、より効率的で標準化した業務へ改善
		効率化・標準化に伴う、会議・周辺業務の省力化と時間外労働の削減
		効率化・標準化に伴う、在宅ワーク業務の抽出と実行
15	個人情報の保護	業務上知り得た情報は、個人情報保護規程に基づき、適正に管理・保護する
16	人権への配慮	業務上知り得た情報であっても、他者に伝達・共有できる情報は、一般に公開されている情報の範囲内（新聞掲載等の範囲）であり、プライバシーの保護に配慮すること
		新型コロナウイルス感染症から回復した職員やその関係者が、事業所内で差別されることがないように、職員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う

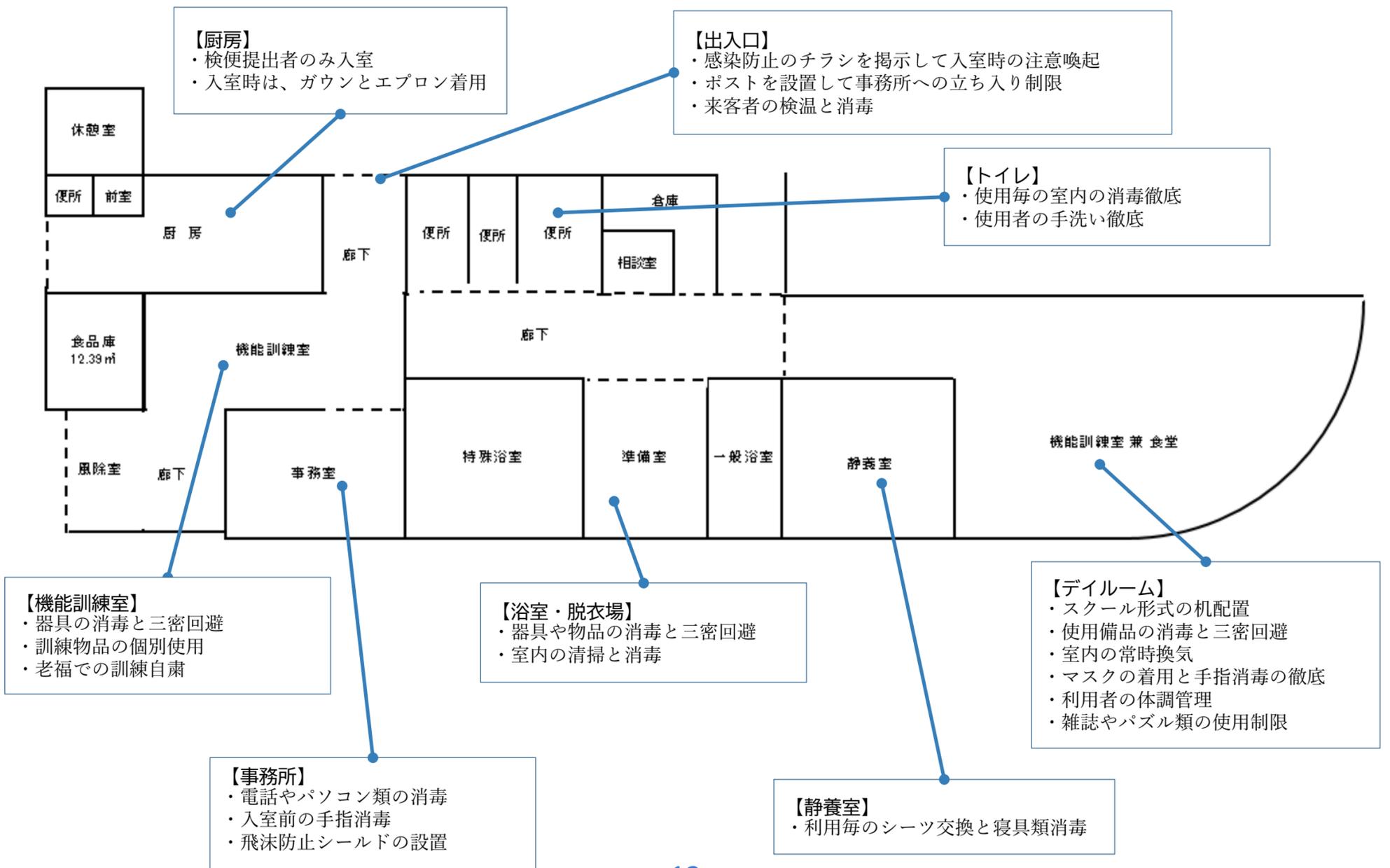
(2) 居宅介護支援事業

1.職員対応	職員の健康管理	「介護支援課共通事項」に準じます
	基本的予防策の徹底	
2.訪問対応留意点	自宅訪問	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問時は常時マスクを着用します ・訪問時は玄関入って手指の消毒を行います ・面談場所の換気をお願いします ・対面、手を伸ばしても届かない程度の距離を保ちます ・利用者・家族にもマスクの着用をお願いします
	病院訪問	
	施設・関係機関訪問	
	感染対策用品の携行	マスク、手指用消毒液、車両用消毒品を携行します
3.窓口対応留意点	窓口対応	<ul style="list-style-type: none"> ・飛沫感染防止のための仕切り板（アクリル板）を設置します ・来訪者に検温と手指消毒をお願いします ・始業時終業時だけでなく、来訪終了ごとに、窓口等の消毒を行います
4.ケアマネジメントの実施	新規・再開受入	【病院退院者の新規受入】 <ul style="list-style-type: none"> ・退院者を①新型コロナ罹患後、②接触者、③無関係者に分類医師適切に対応します 【感染情報なし・感染地域からの転居者等の新規受入】 <ul style="list-style-type: none"> ・感染者、濃厚接触者、2週間以内の発熱の有無等を確認し、問題なければ通常のフローで受け入れを行います ・発熱情報や感染の疑い、濃厚接触の疑い等がある場合は、主治医・保険者への連絡と病院受診を促し、保健所や保険者の指示を仰ぎ対応します
	サービス担当者会議	感染拡大防止の観点から、やむを得ない事情がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用し柔軟に対応します
	モニタリング	感染拡大防止の観点から、利用者の事情等により利用者の居宅を訪問できない等やむを得ない事情がある場合は柔軟に対応します
	居宅サービス計画の変更	利用者の同意を前提とし、文書交付等について柔軟に対応します
	コロナ禍での特例対応記録	コロナ特例的な対応について、その理由や経過等を記録します
4.清掃・消毒	窓口・事務所	「介護支援課共通事項」に準じます
	設備・備品の消毒	
	訪問車輛	
5. その他	関係者対応	「介護支援課共通事項」に準じます
	実習生の受入	名張市及び三重県・近隣府県等の感染状況を勘案し判断します

(2) 事業別具体的対策（老人デイサービス事業）

1.職員対応	職員の健康管理	「介護支援課共通事項」に準じます
	基本的予防策の徹底	
2.利用者の健康状態の把握	利用者健康情報の把握と整理	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の介護度合い、基礎疾患の有無、他サービス利用状況(一覧表作成)などを把握しています ・ハイリスク者の把握を行っています ・介護度合いや在宅介護状況から、サービス提供継続の優先度を整理している ・2次感染流行に備えて、在宅訪問の準備をしています(訪問物品、記録用紙など)
3.サービス提供	新規・再開受入 (見学、スポット含む)	<p>【病院退院者の新規受入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退院者を①新型コロナ罹患後、②接触者、③無関係者に分類し適切に対応します <p>【感染情報なし・感染地域からの転居者等の新規受入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染者、濃厚接触者、2週間以内の発熱の有無等を確認し、問題なければ通常のフローで受け入れを行います ・発熱情報や感染の疑い、濃厚接触の疑い等がある場合は、主治医・保険者への連絡と病院受診を促し、保健所や保険者の指示を仰ぎ対応します
	送迎サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅にて検温をお願いし、乗車前に感染諸症状の有無について口頭で確認を行います ・検温未実施の場合は、乗車前に職員により検温を行います ・利用者には、乗車時に手指の消毒を行い、マスクを着用していただきます ・職員は、利用者への対応毎に手指消毒を行います(職員個々に消毒薬携帯) ・送迎車輦は常に窓を開け換気に努めます ・車両内での密集・密接を避けるため、利用者同士が隣同士にならないよう(夫婦は別)、送迎便を増やすなど対応します ・送迎終了ごとに送迎車両内の消毒を徹底します
	利用日の健康状態把握	<ul style="list-style-type: none"> ・通常のバイタルチェックのほか、感染諸症状の有無について、再度口頭で確認を行います ・発熱、感染諸症状があった場合には、主治医・家族に連絡をします。
	デイルーム	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者同士が対面配置とならないようスクール形式配置にします ・机一人当たりの利用者数を減らし、隣同士の距離を確保します ・休憩場所のソファも間隔をあけて使用します ・テーブルの消毒は、定期的に行います ・ティッシュの使用は個別対応にします ・雑誌やパズルの使用は中止します ・室温と湿度管理を定期的に行い、常時空気清浄機を稼働します ・職員用パソコンやタブレットは、OA用のウェットティッシュで消毒します
	入浴介助	<ul style="list-style-type: none"> ・浴室の室温と湿度管理を行い、換気は常時行います ・浴室内や使用物品の消毒は、統一した方法で行います ・利用者毎にタオル類は交換します ・利用者毎に脱衣かごの消毒を行います ・入浴後の清掃時使用物品、カーテン等の消毒を行います
	機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練メニューを変更することで、デイ事業所外での機能訓練を中止します ・利用毎に訓練器具やセラバンドを消毒します ・セラバンドは利用者毎に準備します ・利用者の状態に注意し、訓練中はマスク着用をします ・在宅へのモニタリングの実施は、感染対策を行った上で実施します(状況により電話対応もあり)。 ・連携病院PTとの連携会議の実施は、臨時的にリモート実施とします
	昼食・おやつ等の飲食	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食前(昼食、おやつ)には必ず手指消毒(擦り込み型消毒またはゼリーとウェットティッシュ)を実施します ・おやつ前に検温を行います ・介助が必要な場合は対面での対応を極力避けて実施します ・利用者使用のエプロンや、配膳時のエプロンは使用毎に交換・洗濯します ・食事前後にテーブルを消毒します
	レクリエーション	<ul style="list-style-type: none"> ・創作活動に使用する文房具(鉛筆など)やPCは、個別に配布し使用後に消毒します ・カラオケや集まって行うゲームや使いまわしの物品を使うレクリエーションは中止します ・創作後の作品(塗り絵、カレンダー、絵手紙など)は預けず、各自利用者を持ち帰って貰います
	排泄介助	<ul style="list-style-type: none"> ・使用後のトイレ(便座・手すり)は、使用毎に消毒します ・利用者のトイレ後の手洗い(ペーパータオル使用)と消毒は、徹底して行います ・介助する職員は、介助毎に手指消毒をします ・事業終了後のトイレ清掃時は、床やカーテンの消毒も行ないます
	移乗・移動介助	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り対面を避ける姿勢で介助します ・ケア後の職員の手指消毒を行います
看護師による処置	<ul style="list-style-type: none"> ・来所時のバイタルチェックや状態観察で、体調不良者の早期発見に努めます ・バイタルチェックに使用する物品は、利用者毎に消毒します(検温は非接触型で対応) ・医療処置(吸引、胃ろう注入、軟膏塗布、創部処置など)の時は、使い捨てゴム手袋、ガウンの着用を行ないます ・発熱などの感染疑い者が出た場合は、できる限り隔離した状態で休んで貰い、家族や関係機関と調整のうえ帰宅もしくは医療機関へ受診して貰う 	
リネン・衣類の洗濯	<ul style="list-style-type: none"> ・座布団やシーツ類は、利用者毎に交換します(座布団は消毒、シーツは洗濯) ・基本利用者を使用する衣類は、各自準備をして持参したものを使用します ・職員のユニホームは、毎日交換・洗濯及び乾燥機による熱消毒を行います 	

4感染拡大防止策の徹底	三密の回避	【密閉防止（換気）】 ・原則常時換気とします ・天候・室温管理等から常時換気できない場合でも、常に少しは窓を開けておきます 【密集・密接】 ・机と椅子の配置は、間隔をあけて配置します ・蜜を避けるため、レクリエーション内容を変更します ・送迎時の車中換気と乗車人数を減らして対応します
	マスクの着用、咳エチケット	・職員・利用者ともにマスク着用とします（利用者には、入浴・食事・おやつ時以外はすべて着用） ・利用者の方でマスクを忘れた場合は、事業所で提供（職員手作り）しますが、原則利用者持参をお願いします ・利用者用マスクの保管方法を統一して、帰宅前には確認を行います ・利用者には、必要に応じてポケットティッシュ持参の協力をお願いします ・入浴介助時の職員も、基本マスク着用又はフェイスシールド装着します ・事務所内は、飛散防止シートを設置しています
	手洗い・手指消毒	【職員】 ・1ケア1消毒（職員は各自手持ちの手指消毒薬を持参）の徹底に努めます ・事業所と事務所への入室をするもの（職員以外の者も含む）は、入室前には、必ず手指消毒を行います ・排泄介助等の感染リスクの高いケアについては、できる限り隔離した状態でケアを行い、使い捨てゴム手袋（必要時はガウン）装着し手洗いと手指消毒を徹底します 【利用者】 ・送迎中の車中にて必ず手指消毒を行います ・トイレ後の手洗い（ペーパータオル使用）と手指消毒を徹底します ・飲食前（昼食、おやつ）には必ず手指消毒（擦り込み型消毒またはゼリーとウェットティッシュ）を実施します ・送迎車両は、送迎終了毎に車内の消毒を行います
	消毒・清掃等	・利用者が直接手を触れる所（テーブル、椅子、機能訓練物品など）はエタノールで消毒します ・利用者が直接手を触れない所（床や配膳車タイヤなど）は次亜塩素酸ナトリウムで消毒します ・布製品（座布団、枕、カーテンなど）はファブリーズで消毒します
	廃棄物の処理	・おむつや尿パットの廃棄は、ごみ袋に入れて密閉したうえで廃棄業者にだします ・尿や吸引後の痰などはトイレに廃棄し、物品は使用毎に消毒します
	衛生用品等の確保	・担当者（介護員と看護師）を決め、在庫管理と購入の発注を行います ・管理者と相談して、購入の為の予算管理を行います
5. その他	イベント	名張市及び三重県・近隣府県等の感染状況を勘案し判断します
	交流事業	
	ボランティアの受入	
	実習生の受入	



(2) 事業別具体的対策（老人福祉センター事業・介護予防事業）

1.職員対応	職員の健康管理	「介護支援課共通事項」に準じます
	基本的予防策の徹底	
2.利用者の健康状態の確認	利用前の健康状態のチェック	利用日当日の朝に自宅で検温等をお願いし、軽いかぜ症状等ある場合は利用を控えていただきます
	到着時の健康状態のチェック	検温コーナーで、職員による検温チェック及び健康チェックシートに記入していただきます 37℃以上あった方は待機コーナーで再度検温等を行います
	健康相談	受付横に健康相談コーナーを設け、健康相談を実施します
3.感染拡大防止策の徹底	マスクの着用・咳エチケット	・職員・利用者ともにマスク着用とします ・利用者の方でマスクを忘れた場合は、事業所で提供しますが、原則利用者持参をお願いします ・入浴時は双方マスク未着用となるため、介助方法等の工夫に努めます
	入場制限	かぜ症状（37℃以上の熱っぽさ含む）がある方は利用を控えていただきます
	入場者と健康状態の把握	健康チェックシートにより、入場者情報と健康状態を管理します
	来場・検温コーナー	・手湯消毒とマスク着用をお願いし、検温コーナーで健康チェックを行います ・健康チェックシート記入用筆記具や机・椅子等も都度消毒済みのものとします
	再検コーナー	検温で37℃以上の方に再度検温を行います
	受付	利用料の支払い等を行います。密にならないよう間隔をあけて並んでいただくよう誘導テープ等で工夫します
	浴室・脱衣場	各浴場の入場者を10名とします 脱衣ロッカー・脱衣かごも制限し、脱衣場での密を回避します
	教養娯楽室	・各テーブル席は対面しないように配置します ・隣同士の距離も、三人掛け機の両端部を使用するように促します
	健康指導室	利用者数を20名とします。空調を使用しながらも窓を開けた換気を行います
	運動機能訓練室	利用者数を20名とします。空調を使用しながらも窓を開けた換気を行います
	介護予防演習室	利用者数を8名とします。空調を使用しながらも窓を開けた換気を行います
	図書室	接触感染リスクのため当面の間使用禁止とします
	茶室	密接を避け、茶碗の共有を避けます
	カラオケルーム	三密を避けれない為、当面の間使用禁止とします
	ビリヤード	1人1人プレーし、待機椅子は距離をとり蜜を回避します
	ヘルストロン、マッサージチェア、ローラーベッド	利用台数の制限を行い、密接を避けた運用を行います
	調理室	当面の間使用禁止とします
	清掃・消毒	・高頻度接触面（利用者が多く触る場所、スタッフだけが触る場所、利用者・スタッフ双方が触る場所）を精査し、管内見回り時に各箇所の消毒を行います
	換気	・使用する各部屋については、常時換気を行います ・悪天候時は1時間を目安に換気を行います ・サーキュレーターや扇風機を活用し、空調調整を行います
	廃棄物の処理	汚染物は手袋をしてビニール袋に入れ密封して廃棄します
衛生用品等の確保・管理	在庫管理、必要量を精査し必要量を確保します	
4.事業の実施	マシン・トレーニング洋室	利用者を20名とし、午前、午後にわけて実施します
	スクエアステップ教室	利用者を20名とし、実施において2グループにわけてハイタッチや発声を避けて実施します
	介護予防教室	感染状況により実施時期、募集人数、実施方法を検討して実施します
	歯科衛生士による歯科相談	歯科衛生士会の活動方針を確認し、実施します
	ヘルスアップ教室	感染状況をみて実施時期、募集人数を検討して実施します
	各種サークル活動	・各サークルの活動を再開するに当たっては、使用されていた部屋の三密対策・感染拡大防止策の居室使用ルールの中で使用していただくことを原則とします。 ・使用ルールに合致されない場合は利用を控えていただきます
5. その他	福祉バスの運行	三重交通による感染対策を実施します
	湯茶の提供	当面の間中止します
	新聞・雑誌の閲覧	当面の間中止します
	冷蔵庫の使用	利用者自身による手指消毒後、ビニール袋に入れ冷蔵庫に保管します
	イベント	感染状況により実施時期、募集人数、実施方法を検討して実施します
	交流事業	当面の間中止します
	ボランティアの受入	スクエアステップ教室の運営協力のみ体調管理、基本的感染対策を徹底して受け入れます
	実習生の受入	看護学生の実習を体調管理、基本的感染対策を徹底して受け入れます

【健康指導室】

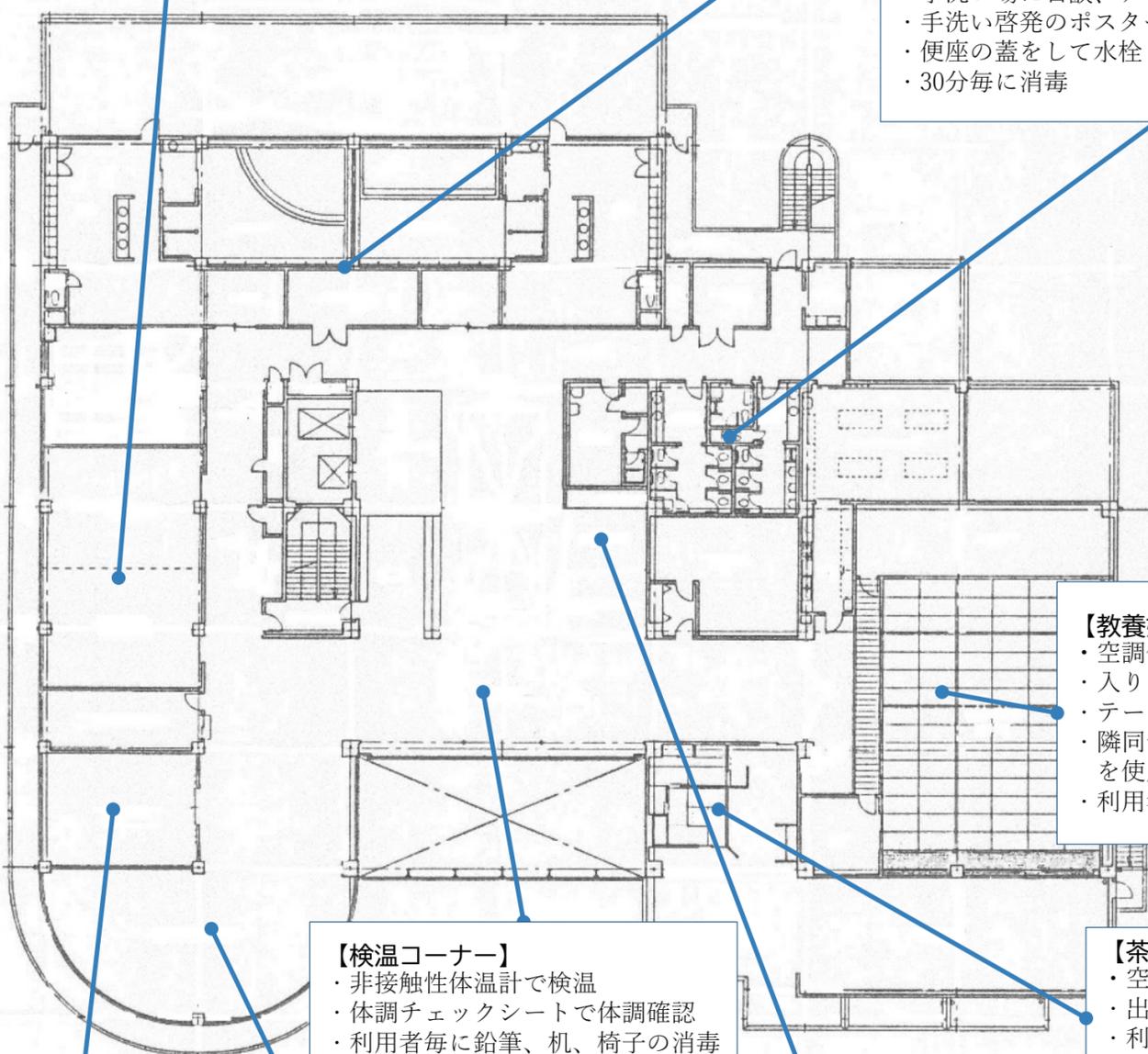
- ・空調使用時も窓を開けた換気
- ・マスク着用
- ・出入り口に手指消毒設置、消毒徹底
- ・机使用時は、三人掛け機の両端部を使用配置は、対面しないようにします

【浴室・脱衣場】

- ・空調使用時も窓を開けた換気
- ・各浴場の入場者を10名
- ・脱衣ロッカー・脱衣かごも制限し、脱衣場での密を回避
- ・30分毎に消毒

【トイレ】

- ・手洗い場に石鹸、アルコール消毒液を設置
- ・手洗い啓発のポスターを掲示
- ・便座の蓋をして水栓します
- ・30分毎に消毒

**【教養娯楽室】**

- ・空調使用時も窓を開けた換気
- ・入り口に手指消毒液を設置
- ・テーブルや机は対面しないように配置
- ・隣同士の距離も、三人掛け機の両端部を使用するように促す
- ・利用者の利用毎の消毒

【検温コーナー】

- ・非接触性体温計で検温
- ・体調チェックシートで体調確認
- ・利用者毎に鉛筆、机、椅子の消毒

【茶室】

- ・空調使用時も窓を開けた換気
- ・出入り口に手指消毒液を設置
- ・利用者数8名、距離を開けて蜜を回避 茶碗を共有しない

【受付】

- ・飛沫シールドを設置
- ・金銭の受け渡しは釣銭トレーを使用
- ・間隔を開けて並ぶ、間隔の目安に床にテープを貼る

【介護予防演習室】

- ・空調使用時も窓を開けた換気利用者8名
- ・机は、三人掛け機の両端部を使用
- ・対面しないように配置

【運動機能訓練室】

- ・空調使用時も窓を開けた換気
- ・利用者20名
- ・AM,PMにグループを分けて利用
- ・マシン、運動機器使用毎に利用者協力を得て消毒
- ・待機用椅子は2mの距離を開け配置

【見回り兼消毒箇所】

検温コーナー（机、椅子、鉛筆）、受付カウンター、各浴室（脱衣室ロッカー、洗面台、蛇口のレバー、ドアの取っ手、手すり、トイレドア、トイレ洗面、トイレ手すり、便座、水栓レバー、）、ロビーソファ、トイレ（ドア取っ手、水栓レバー、便座、洗面台、水道蛇口、下駄箱上面、ヘルストロン、マッサージチェア、教養娯楽室（机、椅子、座布団）、冷蔵庫ドア取っ手、エレベーターボタン、テレビリモコン、自動血圧計

「麻雀・囲碁・将棋」、「近距離で大きな声を出す活動（カラオケ・コーラス・詩吟など）」、「呼気が激しくなるような活動」、「料理教室」等については、「名張市市民活動等における新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのガイドライン(令和2年6月24日)」を参考に、高齢者が活用する施設として感染予防・拡大防止のための対策を講じます

(3) 昭和保育園

昭和保育園

基本的な感染対策の実施	園長を中心に、園内に保健管理体制を構築し、法人本部、名張市担当部局、園医・園看護師等との連携を行う	
	子ども達への指導のみならず、朝の検温や共有物品の消毒に加え、給食時間や登降園時の子どもの行動の見守りなど、保護者の協力を得ながら園全体として取り組む	
	感染者が確認された場合の連絡体制をあらかじめ確認し、冷静に対応できるよう準備を整える	
	法人における感染関連会議（リスクマネジメント委員会等）へ参画し、保育園の状況報告と法人全体の対策等の情報共有を行う。また、保育園事業継続及び職員の安全管理や就業形態の柔軟な対応についての協力要請を行う	
	感染症法、新型インフルエンザなど対策特別措置法、児童福祉法などの関連法令上の義務を遵守するとともに、関係省庁等から発出される情報の収集及び対応を図る	
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要		
関係法・通知通達等の遵守	保育所における感染症対策ガイドライン（厚生労働省2018.3）の遵守	
	保育現場のための新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック第1版（全国保育園保健師看護師連絡会2020.5）	
	保育園における新型コロナウイルス感染症に関する手引き（日本小児感染症学会2020.3）	
	その他、各種関連通知、名張市担当課からの指示等への適宜対応	
	適宜、感染拡大防止のため柔軟対応した場合等はその内容を記録しておくこと	
「感染源を絶つ」 行動を徹底する	（園児・職員を含め園内に立ち入るすべての方に）発熱等の風邪症状がある場合等には、登園・出勤をしないことを徹底する	
	家庭での取組	毎朝の登園前の検温実施と体調確認の徹底を依頼する
		発熱などがある場合は登園を避けていただく
		同居の家族にも検温、体調確認を行い、変化があれば園へ連絡するように依頼する
	園での取組	登園時に保育室前にて健康観察を徹底する（視診・保護者からの情報提供等）
		安全を優先に考え、かぜ症状等が見られた場合は、症状が無くなるまでは自宅で休養するよう保護者へ依頼する
	職員の取組	政府の水際作戦の取組として一定期間自宅等での待機の要請の対象となっている園児は、政府が指定した期間を経ていることを確認したうえで、健康状態に問題がなければ登園を認める
		手洗い、咳エチケット、マスク着用の励行や朝夕の検温による健康管理等の感染対策を一層徹底する
	送り迎え	かぜ症状（発熱、倦怠感、咽頭痛、咳等）がみられるときには、すぐに園長等に報告し帰宅することとし、できる限り人と近距離で接触しないように留意する
		登降園時に、玄関等で3密にならないよう（滞在時間や他の園児との接触機会を減らす等）に留意する
		地域における感染状況によっては、施設外や玄関口で行うなど必要な対応を行う
	外部者への対応	地域における感染状況によっては、祖父母を含めリスクの高い人の送迎自粛を促す
外部者の不要な立ち入りを控えます		
立ち入る際は「基本的感染対策」（マスク着用、検温及び手指のアルコール消毒）を徹底し、長時間の滞在、体調不良時の立ち入りを避ける		
接触状況（「誰が」「いつ」「どこに」「どれくらい」「誰と」）の記録をとる		
「感染経路を絶つ」 行動を徹底する	新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染する。閉鎖空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状が無くても感染を拡大させるリスクがあるとされていることから、感染経路を絶つためには「手洗い」「咳エチケット」「消毒」が重要となる	
	手洗いの徹底	園児に手洗いの効果、正しい手の洗い方、手洗いのタイミングを指導する
		ハンカチやタオルは個人で持参し、使用する
		手洗いが出来ない場合等は、必要に応じてアルコール消毒で手指の消毒を行う
		石鹸や消毒に過敏な園児に関しては水洗いをしっかりと行う
	マスク着用・咳エチケットの徹底	保育活動においては、近距離での会話や発生等が必要な場面も生じることから、飛沫を飛ばさないよう、園児及び職員は、基本的には常時マスクを着用することが望ましい
		ただし、次の場合には、マスクを着用する必要はないものとする
		・十分な身体的距離が確保できる場合
		・熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合（熱中症に関しては命に係わる危険があることを踏まえ、熱中症対応を優先させる）
		・2歳未満児については、熱中症等のリスクから原則着用しない
		マスクの取り外しについては、活動の内容や園児の様子なども踏まえ、臨機応変に対応する
		園児にマスク着用の必要性和正しいマスクの着用方法について具体的にわかりやすく指導する
マスク着用の際は、園児の呼吸状況等も確認し、状況に応じて外すことを促す		
消毒の徹底	園児本人が息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸するなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導する	
	マスクを外す際には、できるだけマスクの表面に触れずに内側に折りたたんで清潔なビニール等に置く等して、清潔を保つよう工夫する	
	咳エチケットの大切さと方法について、具体的にわかりやすく指導する	
	多くの園児が手に触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ、蛇口、遊具、用具等）はチェックリストを作成し、担当者を決めて1日1回以上消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）で消毒を実施する	
免疫力を高める	担任は、給食の前後はもとより、室内のテーブルの表面だけでなく、テーブルの裏、椅子の背もたれ等、園児が良く触れる場所も消毒を行う	
	消毒の種類と方法については、「保育所における感染症対策ガイドライン」に準拠して適正に行う	
	免疫力を高めるため、保護者と連携を図りながら、「十分な睡眠」「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心掛けるよう指導するなど、本園の保育目標である「よく寝て、よく食べ、よく遊ぶこども」への取組を推進する	
職員についても自己の健康管理に十分留意することを徹底する		

	<p>新型コロナウイルス感染症では、換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発生をする密接場面、という3つの条件（3つの密（密閉、密集、密接））が重なる場で、集団感染のリスクが高まるとされている。この3つの条件が同時に重なる場を避けることはもちろん、3つの密が重ならない場でも、リスクを低減するため、できる限り「ゼロ密」を目指した対応を行う</p>
「密閉」の回避 (換気の徹底)	<p>常時2方向の窓を開放します</p> <p>窓を閉める場合は、30分に1回数分間程度換気します</p> <p>窓のない部屋は十分に換気することが難しいことがあるため、常時、入口を開けておいたり、換気扇を用いるなどして十分な換気に努める。また使用時は、人の密度が高くならないように配慮する</p> <p>窓を閉める場合、窓が一つしかない場合は、扇風機等を活用し空気の流れを作る</p> <p>エアコンを使用している場合、エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要となることを理解し、十分な換気に努める</p> <p>園児に対して、換気の意味や大切さ、方法について日常的に指導する</p>
集団感染リスクへの 対応	<p>保育場面では3つの密になることを避けられえないことを前提に、園児と保育者との暖かなかわりを大切にしながら、感染リスクをできるだけ低くおさえられるよう、以下の点に留意しながら状況に応じて内容を工夫しながら保育実践を行う</p> <p>園児が遊びたくなる拠点の分散、園児同士が向かい合わないような遊具等の配置の工夫や保育者の援助を工夫する</p> <p>時間割が無く、園児が主体的に様々な場所で活動している実態を踏まえ、適時、手洗いや手指の消毒ができるように配慮する</p> <p>園児が自ら正しいマスクの着用、適切な手洗いの実施、遊具等の衛生的な取扱い等の基本的な衛生対策を十分に行うことは難しいため、保育者などが援助や配慮をするとともに、幼児自身が自分でできるようになっていくために、十分な時間を確保する</p> <p>幼児が少しでも感染症予防の必要性を理解できるよう説明を工夫する。距離が近い場合は、飛沫しないようマスクを着用する</p> <p>手洗い等感染予防については、園児たちが楽しく習慣化できるように工夫する</p> <p>戸外遊びや運動遊び等については、熱中症等のリスクがあるため、マスクを外し、思い切り身体を動かして遊ぶことができるように配慮する</p> <p>園児が遊びを楽しみつつも、接触等を減らすことが出来るよう、遊び方を工夫する</p> <p>園児が歌を歌う際にはできる限り一人ひとりの間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにする</p> <p>ボール等で遊ぶ際には、その前後に手洗いを行います。手洗いが出来ない場合は、必要に応じてアルコールで手指消毒を行う</p> <p>午睡のときに、園児同士の口元が1m以上あくように工夫する</p> <p>午睡時の呼吸チェックする場合は、子どもごとに手指の消毒を行う</p>
給食における留意点	<p>給食前は丁寧な手洗いを徹底する。園児まかせにせず、職員が必ず手洗いの様子を確認する</p> <p>給食の前、後にテーブルをアルコール等で消毒する</p> <p>給食当番等の実施については、感染状況を鑑みながら実施方法・実施の有無を検討する</p> <p>席に配置については、飛沫を防ぐ工夫をする（正面を向いて食べる、向かい合わせではなく、席の位置をずらす等）</p>
クラス運営の留意点	<p>地域での感染状況を勘案し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登園から降園するまで同じクラスで過ごし、職員の交代も最小限にするなどの工夫をする ・合同保育は原則行わないことも想定したクラス運営体制を準備しておく ・1歳未満の乳児などへの個別対応の必要性や対応についても検討しておく <p>など、園児の接触度のコントロールについて想定しておく</p>
行事等における留意点	<p>地域での感染場や行政からの要請を受けながら、実施内容の工夫・縮小・自粛・休止を判断する</p> <p>行事を開催する場合は、当日説明する内容などを文書等であらかじめ保護者、関係者等に伝え、短時間で開催する</p> <p>開催の際は、座席の間隔を空け、十分な換気を行う</p>
園児に発熱・だるさ等の症状があった場合の留意点	<p>保護者に連絡し、迎えを依頼する。また、症状がなくなるまで自宅で休養するよう依頼する</p> <p>お迎えまでの園での対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他者との接触を可能な限り避け別室を発熱者等の待機場所とする ・必ず職員が付き添う ・発熱者等の帰宅後は速やかに換気を行い、消毒などの感染予防策を講じる
医療的ケアが日常的に必要な園児について	<p>医療的ケア児が在園する場合は、地域の感染状況を踏まえ、主治医や嘱託医と相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登園の判断を行う</p> <p>基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い園児についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や嘱託医に相談の上、個別に登園の判断を行う</p>
職員の勤務かかる留意点について	<p>職員が感染者又は濃厚接触者となった場合、また、小学校等が休業となった場合の職員の出勤状況等を想定した運営体制について、あらかじめ検討しておく</p> <p>職員会議等を行う際は、参加者は必要最小限とし、換気をしつつ短時間で終了できるよう努める</p> <p>勤務時間外においても「集団感染のリスクを高める3つの条件（密閉、密集、密接）」が同時に重なる場を避けるなどの行動変容を促す</p> <p>感染拡大防止の観点から、感染拡大がみられる地域等への不要不急の外出を控える</p>
感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について	<p>新型コロナウイルス感染症は、感染経路が不明であるケースも多数見受けられることから、誰しにも感染する可能性があるものであって、特定の国や地域をさして「(〇〇〇の国や地域)からの子どもや保護者が来るなら(いるなら)園には行かない(行かせない)」「(〇〇〇の国や地域)の子どもが感染症を広めている」といった偏見や差別につながるような言動に対しては、断じて許さないという毅然とした態度で対応を行う</p> <p>感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族等を選別したり、排除したりすることがないよう徹底する</p> <p>子ども・保護者等から初期症状についての相談・連絡があった場合、丁寧に対応し、個人情報管理を徹底するとともに、罹患した場合であっても、いたずらに感染者が特定されないようにする</p>